

令和8年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（更新研修）実施要領
（サービス管理責任者等研修（更新研修））

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運用に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 受講料・定員

受講課程	受講日数	受講料（税込）	定員
サービス管理責任者等研修（更新研修）	2日間	38,100円	600名

3 対象者

愛知県内に所在する事業所等に従事し、以下の受講要件を満たす方。

- ・令和3年度又は令和4年度にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（更新研修）を修了した方
- ・令和3年度又は令和4年度にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修）を修了した方の内、以下のいずれかに該当する方。

ア 現に、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者又は管理者又は相談支援専門員として従事している方で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しようとする方。

イ 本研修の受講開始日前5年間において、アの業務に通算して2年以上従事していた方で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しようとする方。

※本会の研修においては、令和5年度以降に更新研修又は実践研修を修了した方は受講できません。

※国の定めるサービス管理責任者研修事業実施要綱に定める方を対象とします。

※オンラインの受講は、安定したインターネット環境の確保及び受講に必要なオンライン操作が可能な方。

4 受講申込

(1) 受付期間

7月17日（金）から8月12日（水）まで

※8月12日の消印まで有効

(2) 申込方法

申込者は、受講希望者の所属機関（団体、法人、事業所等）です。

① WEB申込



② 各種書類の準備・郵送

①【WEB申込】本会ホームページ（<https://www.aichi-fukushi.or.jp/>）にアクセスメニューの「研修情報」⇒「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（更新研修）」と進み、受講申込みフォームへ必要事項を入力してください。

②【各種書類の準備・郵送】次の書類を整え、下記の提出先へ郵送ください。

No.	提出書類	詳細	部数
1	修了証書の写し	令和3年度又は令和4年度にサビ児管研修（更新研修）を修了した方	1部
		サービス管理責任者研修※（更新研修）修了証書写し 児童発達支援管理責任者研修※（更新研修）修了証書写し ※該当の研修のみ	
		令和3年度又は令和4年度にサビ児管研修（実践研修）を修了した方	
		サービス管理責任者研修※（実践研修）修了証書写し 児童発達支援管理責任者研修※（実践研修）修了証書写し ※該当の研修のみ	
2	実務経験証明書	HPからダウンロードしてご記入ください。	1部

【提出先】 〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地

愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター サビ児管研修 更新研修担当者 宛

5 研修日程（指定日）

期間・日程		会場
I 講 義 指定された講義動画を期間内に視聴します。		
(動画配信期間) 9月11日(金)から11月20日(金)まで		インターネット配信（オンデマンド） (受講決定後に視聴方法を案内します。)
II 演 習 次の日程1～6のいずれか【2日間連続】で受講します。		
日程1	10月15日(木)～16日(金)	Zoom（オンライン）
日程2	10月22日(木)～23日(金)	Zoom（オンライン）
日程3	10月27日(火)～28日(水)	第一富士ビル（名古屋市東区代官町35番16号）
日程4	11月 5日(木)～ 6日(金)	Zoom（オンライン）
日程5	11月11日(水)～12日(木)	豊橋商工会議所（豊橋市花田町石塚42-1）
日程6	11月18日(水)～19日(木)	第一富士ビル（名古屋市東区代官町35番16号）

【注 意】
Zoom で参加する場合、
・グループワークでの発言
・スプレッドシートへの文章入力
の必要があります。

PC 環境や、操作に不安のある方は、
集合開催への参加をお勧めします。

※定員超過により、受講できない場合がありますので予めご了承ください。

※演習の受講日程は、ご希望に添えない場合があります。各日程には定員があり、超える場合は事務局で日程を割り振ります。「受講決定通知」に記載する日程及び会場を必ず確認してください。

※上記の期間・日程は、いずれも予定です。都合により、変更する場合があります。

6 受講決定

(1) 決定方法

愛知県が定める「愛知県サービス管理責任者等研修（更新研修）受講者決定方法」（別紙1）に基づく。

(2) 決定時期と決定通知方法

9月11日(金)までに、受講の可否と受講指定日を申込者（団体、法人、事業所等）あて通知します。

(3) 受講料

受講決定者には、受講決定通知に併せて、**専用の振込用紙を送付します**。受講料は、振込用紙に記載された期限までに必ずお支払いください。

7 修了証書の交付

次の要件をすべて満たした者は、修了者と認定し、修了証書※を交付します。

- (1) 指定された受講日程のすべてを受講すること（オンライン研修の場合、安定したインターネット通信環境の確保により研修カリキュラムのすべてを受講できること）。
- (2) 定められた期限までに課題を提出すること。期限までに未提出の場合、受講を取り消します。
- (3) 研修の内容を十分に理解しており、受講態度が良好であること。遅刻、中抜け、早退、欠席、態度不良の場合、受講を取り消します。（オンライン受講者は、一定時間接続不良の場合も受講を取り消します。）

※他者に成りすましての受講（替え玉受講）や、虚偽の申請、不正行為が発覚した場合受講を取り消します。

8 修了者名簿の管理

研修実施後は、研修修了者の名簿を整備し、愛知県に報告します。

9 受講申込にあたっての留意事項

- (1) 申込時は、申込内容を十分に確認し、お名前（漢字）、生年月日、郵便番号、住所等、お間違えの無いようご注意ください。特に、電子メールアドレスは、細心の注意を払って確実に登録し、受講者本人が速やかにメールを受信・閲覧できるものにしてください。
- (2) 演習日程は、ご希望に添えない場合があります。各日程には定員があるため、定員を超える場合は事務局で日程を割り振ります。また、事業所管理者におかれては、追って決定された日程にて確実に受講できるようにご配慮願います。
- (3) 上記4（1）の受付期間後の申し込み及び受講希望者の変更はできません。職員の配置等に関し、受講予定者と十分に相談するとともに、事業所の運営を考慮したうえで申し込みください。
- (4) 受講申込者は、所属法人・事業所の管理者とし、個人による申し込みは受け付けません。
- (5) 受講決定後、別に定める期限までに受講料のお支払いが確認できない場合は、受講を取り消します。
- (6) 入金いただいた受講料は、いかなる場合も返金いたしませんのでご了承ください。
- (7) この研修は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事することを目的とした研修であり、各事業所のサービス管理責任者等としての配置の適用を保障・証明するものではありません。
- (8) 研修修了後の配置要件等については、事業所所管の指定権者（別紙2）にご確認ください。
- (9) 記載内容を確認するため、研修事務局からご連絡することがありますので、提出書類や申込控えメールは、各事業所で必ず保管してください。
- (10) 申込内容に虚偽が認められた場合は、申込みを取り消します。

10 その他

- (1) 研修当日、荒天による特別警戒警報、暴風警報が発令された場合は研修を中止することがあります。
- (2) オンライン受講に際しては、安定したインターネット接続環境（有線または高速無線）や、PC・ウェブカメラ・ウェブマイク等の、オンライン受講に必要な機器等を確実に整備してください。
詳しくは、ZOOM システム要件で検索してください。
- (3) 他の研修事業者が実施する研修に関するご質問にはお答えできません。

11 実施主体（愛知県サービス管理責任者等研修（更新研修）指定事業者）

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会（事業者番号：愛サ3号）

12 提出書類の送付先・問合せ先

愛知県社会福祉協議会福祉人材センター サビ児管・一般研修グループ

〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地

TEL (052) 212-5516 ・ FAX (052) 212-5518

（別紙1）愛知県サービス管理責任者等研修（更新研修）受講者決定方法

（別紙2）愛知県指定権者一覧

（別紙3）受講申込の流れ

（別紙4）標準カリキュラム（概要）

愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（更新研修）
受講者決定方法

愛知県サービス管理責任者等研修の受講決定については、実施要領 3 の対象者を満たす者について、申込者数が募集定員を超過した場合、下記の順に優先順位をつけ、受講決定を行う。同じ要件内の順位については、法人事業所からの受講申込みの優先順位及び配置予定状況を勘案し、上位から順に受講決定を行う。

なお、受講者の決定について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、愛知県と協議の上、決定する。

＜選考基準＞

受講対象者は、次の基準Ⅰ又は基準Ⅱに該当する者で、①から③を優先順位とする。

基準Ⅰ： サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員、管理者として現に勤務する者

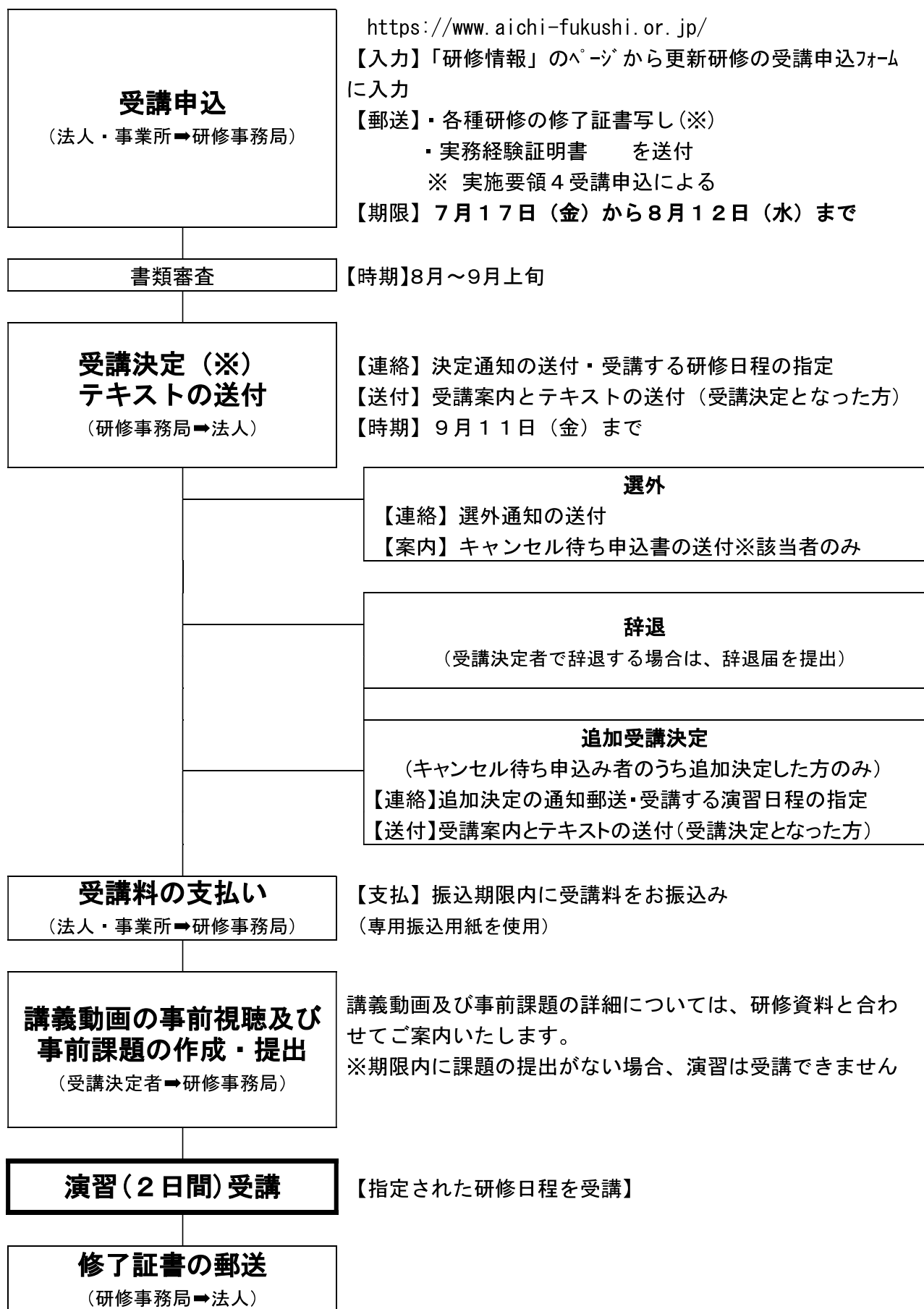
基準Ⅱ： サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員、管理者として過去 5 年間に 2 年以上の実務経験がある者

- ① 本年度に研修を修了しなければ、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置できず、人員基準を満たせない者
- ② 本年度が更新研修修了期限となる者
- ③ 更新研修修了期限が翌年度以降の者のうち、修了期限までの期間が短い者

愛知県指定権者一覧

区分 \ 事業所所在地		名古屋市	豊橋市 岡崎市 一宮市 豊田市 大府市	その他の市町村
総合支援法	障害福祉サービス事業所	名古屋市 障害者支援課 (052-242-2460)	市 障害福祉担当課	県障害福祉課 事業所指導 第一グループ (052-954-6317)
	指定一般相談			市町村 障害福祉担当課
	指定特定相談			
児童福祉法	障害児入所施設	名古屋市 子ども福祉課 (052-972-2520)	県障害福祉課	県障害福祉課 事業所指導 第二グループ (052-954-7400)
	障害児通所支援		市 障害福祉担当課	市町村 障害福祉担当課
	障害児相談			

受講申込の流れ（サビ児管更新研修用）



(※) この研修は、受講決定後に指定された研修日程を受講していただきます。

6 標準カリキュラム（概要）

科目	概要	時間数
1. 障害福祉の動向に関する講義（1時間）		
障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向	障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2. サービス提供の自己検証に関する演習（5時間）		
事業所としての自己検証	・グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。	90分
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者としての自己検証	・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。	120分
関係機関との連携	・関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、（自立支援）協議会の役割を再認識する。	90分
3. サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習（7時間）		
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者としてのスーパービジョン	・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として、事例検討のスーパービジョン及びサービス提供職員等・支援提供職員等へのスーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	180分
事例検討のスーパービジョン	・事例を通じて、支援のあり方、支援方針、支援の内容を検討し、優良な点や改善が必要な点について、グループワークによって明確化することによってスキルアップを図る。また事例について、スーパーバイズを体験する。	60分
サービス提供職員等及び支援提供職員等へのスーパービジョン	・事例を通じてサービス管理責任者等及び児童発達支援管理責任者としてサービス提供職員等及び支援提供職員等へ実施するスーパービジョンの構造や機能を理解し、具体的な技術を獲得する。	120分
研修のまとめ	・研修で得られた知識・技術を活用して、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者としてのスキルアップを図る方策について、グループワークにおける討議を通じてまとめを行う。	60分

学則

①法人・団体の名称	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
②研修事業の名称	愛知県サービス管理責任者等研修（更新研修）
③開講目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運用に資するため、サービス等の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。
④実施場所	愛知県内の会場
⑤研修期間	2日間及び講義動画のオンデマンド配信（9月～11月頃）
⑥研修カリキュラム	愛知県相談支援従事者等研修事業実施要領に基づく標準カリキュラムによる
⑦講師氏名	愛知県相談支援従事者等研修事業実施要領第19条の要件を満たす者
⑧研修修了の認定方法	1 研修の修了者は次に掲げる要件を全て満たす者とする （1）研修の全日程を受講すること （2）定められた期日までに課題を提出すること （3）受講態度が良好であること 2 受講態度が著しく不良であり、講師等の指示に従わない受講者については、受講取消とし、修了証書の交付はしない
⑨開講時期	毎年1回 9月～11月頃
⑩受講資格	愛知県相談支援従事者等研修事業実施要領の別紙1「研修対象者（受講要件）」による
⑪定員	600人
⑫受講手続	愛知県社会福祉協議会ホームページより申込み後、必要書類を期日までに提出
⑬受講料及び支払い方法	（受講料：2日間 38,100円） 支払い方法：受講決定後、指定請求書による振込み 期日までに受講料の支払いがない場合は、受講取消とします。
⑭解約条件及び返金の有無	受講決定後、納付された受講料はいかなる理由があっても返金いたしません。
⑮受講者の個人情報の取扱い	受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等個人情報は厳正に管理し、研修目的の範囲に限り使用します。研修修了者名簿を作成し、愛知県に対し、研修修了者名簿を報告します。
⑯研修に関する連絡先	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター TEL（052）212-5516
⑰その他	本研修は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が愛知県からの指定を受け、子ども家庭庁及び厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び愛知県が定める「愛知県愛知県相談支援従事者等研修事業実施要領」に基づいて実施するものです。